

(必読)

久米島町電気自動車等導入補助金申請時の注意点（各項目申請者が☑をして下さい）

- 申請者は久米島町電気自動車等導入補助金交付要綱、申請書を必ず読んで頂き、本補助金の趣旨、申請方法を確認のうえ申請を行って下さい。予算額に達し次第受付を終了します。申請受付の確定は申請書類と添付資料が完全に揃ってからとなります。
- 申請主体者（責任者）は車両・V2H購入者本人です。申請の方法、添付書類は必ず自分で確認して下さい。車両及びV2H購入店舗は、あくまで申請サポートをサービスで行っているに過ぎません。申請書の提出、不備の修正は申請者の責任の下に行ってください。兄弟・夫婦等で同年度内、同時申請は認めておりますが、提出や書類の調整は必ず各々本人が行ってください。
- 申請書の不備の放置や提出催促の放置等により、補助金の交付が受けられない事態の責任は全て申請者に帰属します。
- 補助金の交付申請をする者は、購入契約の30日前までに申請しなければならない。
- 申請者は、補助対象車両の納車、V2Hの設置後速やかに実績報告を提出しなければならない。
- 申請者は、財産取得後、車両においては4年間、V2Hにおいては6年間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、町長の承認を受けずに取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。町長は補助対象車両・器機が処分された場合、処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する補助金を返還させるものとする。（財産 = 購入車両・器機）

裏面あり

- 申請書等の記入漏れは不備となり、受付できないので必要事項は全て記入して下さい。また、印鑑は申請書から請求書まで全て同一のものを使用して下さい。訂正は必ず二重線を引き訂正して下さい。（請求書の訂正は出来ませんのでご注意ください）

- 書類の受取り・修正等で何度か役場（仲里庁舎）に来庁頂きます。

- 申請書等の提出は補助金担当者が在席か架電して確認をして頂き、出来るだけ補助金担当者へ提出して下さい。（補助金担当者以外では不備の発見、修正指示が困難です。補助金担当者のチェックを受けると何度も来庁して、訂正する可能性が低くなります）

- 日中、申請者本人と連絡のつく携帯番号（やむを得ない場合は固定電話可）を必ず記載して下さい。

- 申請時に必ず補助金受入口座情報記入票を提出して下さい。

- 申請者が個人であれば補助金受入先口座名義は個人で、申請者が企業・団体であれば企業・団体等の名義口座で請求して下さい。

- 疑問点は、役場プロジェクト推進課【電話番号 098-985-7141 久米島町電気自動車等導入補助金担当】にお問い合わせ下さい。

年 月 日、申請時の注意点の内容確認を行いました。 署名： _____